

《後期高齢者医療制度》

平成28・29年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率（平成28・29年度）

	平成28・29年度	平成26・27年度
均等割額	48,297円	47,603円
所得割率	10.17%	9.70%

医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、給付費準備基金のうち、73億円を取り崩して繰り入れることにより、均等割額の上昇幅を694円、所得割率の上昇幅を0.47ポイントに抑えています。

兵庫県の平成28・29年度保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額 48,297円	+	所得割額 (※総所得金額等－33万円)×所得割率10.17%	=	保険料額(年額) (上限57万円)
-----------------	---	-----------------------------------	---	----------------------

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含まれません。)

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬以降に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い方の軽減(平成28年度)

以下の方は、平成27年中の所得に応じて平成28年度の保険料額が軽減されます。なお、平成28年度から5割及び2割の軽減対象が拡大されました。(5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額が26万円から26.5万円に変更になりました。また、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額が47万円から48万円に変更となりました。)

① 均等割額

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の平成27年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額 (33万円)	被保険者全員の各所得 (年金所得は控除額を80万円として計算)が0円	9割(注1)(4,829円)
	上記以外	8.5割(注1)(7,244円)
基礎控除額(33万円)+26.5万円×被保険者数		5割(24,148円)
基礎控除額(33万円)+48万円×被保険者数		2割(38,637円)

※ 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により平成28年度は9割又は8.5割軽減となります。

② 所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等－基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は特例措置により所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例措置により、平成28年度は均等割額が9割軽減され、年額4,829円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象にはなりません。

お問い合わせ ・お住まいの区の区役所 保険年金医療課介護医療係
・兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) TEL078-326-2021